

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

近年、交通死亡事故の発生件数は減少傾向にあるが、交通死亡事故全体に占める 75 歳以上の高齢運転者の割合は増加している。75 歳以上の運転免許保有者が今後さらに増加していくことが見込まれる中、国は、道路交通法の改正などにより高齢運転者の交通事故防止策を図っているが、一層の対策が求められる。

また、過疎地域等を中心に、買物や通院などでの日常生活の足として自動車が欠かせない高齢者も多いことから、高齢者の安全運転支援への取組が必要であるとともに、高齢者が運転免許証を自主返納した場合の地域における移動手段の確保も重要となっている。

よって、国においては、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を図るため、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

- 1 自動ブレーキ等の安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や後付け可能なペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を加速させること
- 2 コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの導入など地域公共交通ネットワークに対するさらなる支援の充実を図ること
- 3 地方自治体などが行う運転免許証を自主返納した高齢者に対する電動歩行補助車などの購入助成やバス、タクシーなどの公共交通機関の割引制度などに対し財政的な支援を行うこと
- 4 高齢者に対する安全運転指導の支援を充実させること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 真田 広志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

あて

以上、提案する。

令和4年12月16日

提出者

福島市議会議員

山田裕
川又康彦
梅津一匡
佐原真紀
二階堂利枝
萩原太郎
鈴木正実
高木克尚
小松良行
二階堂武文子
小野京子